

44宇宙委第13号

昭和44年2月10日

殿

宇宙開発委員会委員長 木内四郎

第5回宇宙開発委員会定例会議の開催
について

標記会議を下記により開催しますのでご出席下さい。

記

1. 日 時 昭和44年2月12日(水) 午後2時～4時
2. 場 所 科学技術庁第2会議室
3. 議 題 宇宙開発事業団法案について

第5回宇宙開発委員会定例会議議事次第

1. 第3回および第4回宇宙開発委員会定例会議議事要旨の確認
2. 宇宙開発事業団について

配布資料

委5-1 第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

委5-2 第4回 " " "

委5-3 宇宙開発事業団法案および同法案要綱

委5-4 昭和44年度宇宙関係経費の概算額総括表

第3回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1. 日時 昭和44年1月22日(水) 午後2時～4時
- 2. 場所 科学技術庁 第2会議室
- 3. 議題 (1) 昭和44年度宇宙開発関係予算案について
(2) 宇宙開発事業団について
(3) 東京大学宇宙航空研究所による43年度第2次観測ロケット実験経過について

4. 出席者

委員長 木内 四郎
 委員長代理 山 県 昌 夫
 委員 関 義 長
 委員 大 野 勝 三

関係行政機関職員

科学技術事務次官	藤 波 恒 雄
科学技術庁研究調整局長	石 川 晃 夫
文部省大学学術局審議官	渋谷 敬 三
文部省大学学術局学術課長	三角 哲 生
東京大学宇宙航空研究所教授	高 木 昇
東京大学宇宙航空研究所教授	玉 木 章 夫
通産省工業技術院総務部長(代理:工業技術院総務部 総務課 若 林 俊一郎)	
運輸省大臣官房参事官(代理:大臣官房政策課 高 力 章)	

気象庁総務部長 紅 村 武
 海上保安上総務部長(代理:水路部編暦課
山 崎 昭)

郵政省電波監理局審議官(代理:電波監理局技術
調査課 金 田 秀 夫)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長
山 野 正 登 他

5. 配布資料

- 委3-1 第18回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委3-2 第1回宇宙開発委員会定例会議議事要旨
- 委3-3 第2回宇宙開発委員会臨時会議議事要旨
- 委3-4 昭和44年度宇宙開発関係経費の概算額総括表
- 委3-5 宇宙開発事業団法案要綱(第1次案)
- 委3-6 昭和43年度第2次観測ロケット実験経過(東京大学宇宙航空研究所)

6. 議事要旨

(1) 宇宙開発委員長挨拶

宇宙開発委員長が、昭和44年度予算案の編成に関連して宇宙開発委員の協力に対し謝辞を述べた。

(2) 昭和44年度宇宙開発関係予算案について

事務局から昭和44年度宇宙開発関係予算案について説明があつた。

(3) 宇宙開発事業団について

事務局から宇宙開発事業団法案要綱(第1次案)について説明ののち、委員の質問に対し次のような補足説明があつた。

(イ) 宇宙開発委員会は、宇宙開発事業団の業務運営の基準となる宇宙開発に関する基本計画を決定するほか、宇宙開発に関する重要事項として宇宙開発事業団の運営に関与することができる。

(ロ) 法律的には、宇宙開発事業団以外の機関でも人工衛星の開発を行ないうるが、昭和44年度政府予算案を決定した1月14日の閣議において、宇宙開発は事業団で一元的に行なうべきであるとの意向が強く出され、この線に沿つて電離層観測衛星の開発を事業団に行なわせることとした。

他の分野の衛星については、まだ研究段階であるが、それらも将来開発段階に入つた際には、電離層観測衛星と同様の取扱いになることを期待している。

(4) 東京大学宇宙航空研究所による43年度第2次観測ロケット実験経過について

東京大学宇宙航空研究所高木教授から昭和43年度第2次観測ロケット実験経過について報告があり、とくにL-4sの打上げ実験の中止について次のような説明があつた。

○ 1月16日、打上げ実験を行なつたL-3Hは、科学観測用ロケットであるが、補助ブースター切離し直後に

機体に異常を生じ失敗した。このL-3Hは機体の第1、2段ロケットに新たに140キロ鋼が用いられており、また、補助ブースター切離し時間の延長を図っている。これらのことが失敗の原因と関係があるのではないかと考えられる。

これに引き続き打上げを予定していたL-4TおよびL-4Sの第1、2段ロケットは、このL-3Hと同じ材質を用いているので、L-3Hの失敗の原因を十分究明したうえで打ち上げることとし、今回の打上げを見送つた。

第4回宇宙開発委員会定例会議議事要旨

- 1. 日 時 昭和44年1月29日(水) 午後2時～4時
- 2. 場 所 科学技術庁 第2会議室
- 3. 議 題 宇宙開発基本法について
- 4. 出席者

委員長代理 山 県 昌 夫
 委 員 大 野 勝 三
 委 員 吉 識 雅 夫

関係行政機関職員

科学技術庁事務次官 藤 波 恒 雄
 科学技術庁研究調整局長 石 川 晃 夫
 文部省大学学術局審議官(代理:大学学術局学術課
 飯 田 益 雄)他
 通商産業大臣官房審議官(代理:重工業局航空機武器課
 松 本 久 男)
 通商産業省工業技術院総務部長(代理:総務部総務課
 若 林 俊一郎)
 運輸省大臣官房参事官(代理:官房技術調査官
 杉 本 喜一郎)
 気象庁総務部長(代理:観測部高層課
 中 村 繁)
 海上保安庁総務部長(代理:水路部編暦課
 山 崎 昭)

郵政省電波監理局審議官(代理:電波監理局技術
 調査課 金 田 秀 夫)

郵政省電波監理局無線通信部長 大 塚 次 郎

建設大臣官房技術参事官(代理:官房技術調査官
 中 村 六 郎)

事務局

科学技術庁研究調整局宇宙企画課長
 山 野 正 登 他

5. 配布資料

- 委4-1 宇宙開発基本法に関する経緯
- 委4-2 宇宙開発基本法関係国会会議録抜萃
- 委4-3 宇宙開発委員会設置法案に対する附帯決議
- 委4-4 日本学術会議からの申入れ「宇宙基本法の制定について」
- 委4-5 米国の航空宇宙法(仮訳)

6. 議事要旨

事務局から宇宙開発基本法に関する経緯について説明ののち次のような審議が行われた。

(1) 原子力基本法第二条の基本方針に関連して「自主」および「公開」について、次のような意見が述べられた。

(イ) この「自主」の意味は、研究、開発及び利用を他国に干渉されることなく、自らの意志と判断で行なうことを指している。

従つて、自らの判断で行なう「外国技術の導入」を必ずしも排除するものではない。

(ロ) 「自主」の意味が自らの意志と判断の尊重を指すのなら、これは極めて当然のことを云うこととなり、無意味である。

もし、「外国技術の導入」を禁ずるものなら、甚だしい時代錯誤と云えよう。

(ハ) 日本学術会議の部内には、「可能な限り外国技術に頼らず自分で行なうべきである。」という意見もあり、この「自主」も、そのような意見の反影とみることができるが、これを法令で規定しなければならないものか疑問である。

(ニ) 「公開」の原則については、どこまで適用するかが問題である。

例えば、国際的にも確立した商業機密保護の慣習を排除するものではないと考えるべきである。

(ホ) 原子力基本法第二条の基本方針を宇宙開発にも適用することについては、その意味するところが原子力の場合と同様であるならば問題はないのではないか。

(ヘ) 「基本法」に「利用」を入れるべきかどうかに関連して、宇宙開発委員会が「利用」をどのように取り扱うべきかについて、次のような意見が述べられた。

(イ) (事務局説明) 宇宙開発委員会設置^(法)の国会審議に際して作られた各党統一見解「宇宙開発委員会設置法第二条の宇宙開発における利用の取扱いについて」は、「宇宙開発は、いうまでもなく宇宙の利用のための開発であるから委員会が企画し、審議し、決定する際に利用についての検討が含まれることは当然である。」としており、関係各省庁もこれを了解している。

(ロ) 委員会は、設置法により、「利用」についての決定権は持たないので、「利用に関する基本方針」について、意見を述べることはおかしいのではないか。

(ハ) 「開発」と「利用」とは不可分であり、広義の「開発」には「利用」も含むと解釈すべきである。

委員会の使命が、単に開発計画を作り、それが遂行された時に終るといふなら話は別だが、開発の結果まで見守るといふことなら、「利用について検討」を行なうことは当然であり、高い立場から「利用」について物を言うことは一向に構わないと思う。

(二) 委員会は「利用」についての決定権を持たないのであるから、各省庁の開発計画のあるものを取り止めさせるような決定を行なうことは、利用に対する決定をしたことになり越権であるといわれる恐れがあり問題である。

(三) いずれにせよ、「基本法」から「利用」を除けば、基本法制定の意味が薄れる。「基本法」は「利用」も含めた「宇宙基本法」とすべきである。



宇
宙
開
發
事
業
團
法
案

宇宙開発事業団法

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
 - 第二章 役員等（第十条―第二十一条）
 - 第三章 業務（第二十二条―第二十四条）
 - 第四章 財務及び会計（第二十五条―第三十五条）
 - 第五章 監督（第三十六条・第三十七条）
 - 第六章 雑則（第三十八条―第四十一条）
 - 第七章 罰則（第四十二条―第四十四条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(法人格)

第二条 宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 五億円

二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物

又は物品（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。
6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（出資証券）

第五条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

第六条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け

ることができない。

（登記）

第七条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第八条 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。
5。

（民法の準用）

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理

事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣（内閣総理大臣にあつては、第四十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第二項及び第四十三条第一号において同じ。）に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第十二条 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命す

る。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
- 3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。

(役員任期)

第十三条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

- 2 役員は、再任されることができ。

(役員欠格条項)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

- 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団

と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

- 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第十五条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二条の例により、その役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

(役員の兼職禁止)

第十六条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十七条 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十八条 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事

業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第十九条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十一条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな

す。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十二條 事業団は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九條第一項において「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
- 二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
- 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

五 前各号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

- 一 前項第二号の人工衛星等の打上げ
- 二 前項第三号に掲げる業務

3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務の委託)

第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)

第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成

し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで完了結しなければならない。

(財務諸表)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報

告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項

の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることをできる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行への預金又は郵便貯金
 - 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (財産の処分等の制限)

第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団

の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定

める。

(主務大臣及び主務省令)

第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)

第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二条第二項から第四項まで、

第二十三条、第二十六条、第三十一条第一項若しくは第二項ただし書

又は第三十三条の規定による認可

二 第十六条ただし書、第二十八条第一項又は第三十四条の規定による

承認

- 三 第三十二条第一号の規定による指定
- 四 第三十七条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三条第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十四条の基本計画を定めようとするとき。
- 二 第三十一条第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第三十二条第一号の規定による指定をしようとするとき。
- 四 第三十四条の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第四条第三項、第二十二条第二項第二号若しくは第三項、第二十六条又は第三十三条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第三十三条又は第三十五条の規定により主務省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二条 第三十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の

罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第十八條までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十二條第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなけ

ればならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する

(権利義務の承継等)

第三条 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）第二十条の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十七条の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務（電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。）に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

(経過規定)

第四条 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四条第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五条 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用して

いる者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第七条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(関係法律の一部改正)

第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)

第九条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中アジア経済研究所の項の次に次のように加える。

宇宙開発事業団 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を「、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

24 宇宙開発事業団が所有し、かつ、直接宇宙開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、宇宙開発

事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関すること。

第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関すること。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の二とし、第二十条の五を第二十条の三とする。

第十五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（宇宙開発事業団への出資）

第九条の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八条第一項第一号中「第十一条第二項」を「第九条の三（宇宙

開発事業団への出資の認可)、第十一条第二項に改める。
第五十五条第二号中「第十一条第二項」を「第九条の三、第十一条第二項」に改める。

第十六条 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「公社は」の下に「、前二条の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(宇宙開発事業団への出資)

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三条中第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第 号)第二十二條第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に「、宇宙開発事業団」を加える。

理由

人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与するため、宇宙開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



宇宙開発事業団法案要綱

第一 目的

宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

第二 資本金

宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）の資本金は、政府及び政府以外の者が出資する金額（事業団成立の時に於いて科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所の業務の用に供している特定の財産の価額に相当する額を含む。）の合計額とするとともに、事業団はその資本金を増加することができるものとする。

第三 役員

- 1 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、これらのほか非常勤の理事二人以内を置くことができるものとする。
- 2 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命するものとする。
- 3 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命するものとする。
- 4 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命するものとする。

第四 業務の範囲

- 1 事業団は、第一の目的を達成するため、次の業務を行なうものとする

こと。

- (イ) 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
- (ロ) その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらの必要な方法、施設及び設備の開発

(イ) 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの

(ニ) 前三号に掲げる業務に附帯する業務

- (ホ) 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するため必要な業務
- 2 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができるものとする。

第五 業務運営の基準

事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならないものとする。

第六 財務及び会計

1 事業団は、毎事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画、予算及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないものとする。

第七 監督

事業団は、主務大臣が監督するものとし、主務大臣は、必要があると

認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

第八 主務大臣

この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

第九 その他

科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継等の措置その他所要の規定を置くほか、関係法律について所要の改正を行なうものとする。

第5-4

昭和44年度宇宙関係経費の概算額総括表

44・2・7
科学技術庁

(単位 千円)

省 庁	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額			備 考
		宇宙開発関係経費※	その他の宇宙関係経費 ※※	合 計	
科学技術庁	④ 1,874,050 3,269,442	④ 5,046,064 5,710,991	—	④ 5,046,064 5,710,991	
文 部 省	④ 530,000 3,044,437	④ 597,000 1,809,489	1,217,958	④ 597,000 3,027,447	
通商産業省	153,000	114,300	—	114,300	
運 輸 省	145,816	22,604	101,727	124,331	
郵 政 省	④ 498,136 7,16,907	④ 42,000 107,092	④ 376,000 113,076	④ 418,000 220,168	
建 設 省	4,763	28,535	—	28,535	
合 計	④ 2,902,186 7,334,365	④ 5,685,064 7,793,011	④ 376,000 1,432,761	④ 6,061,064 9,225,772	

※ 宇宙開発関係経費は、人工衛星および人工衛星打上げ用ロケットの開発等宇宙開発委員会の所掌に属する経費である。

※※ その他の宇宙関係経費は、人工衛星利用技術および観測ロケット等宇宙開発委員会の所掌に属さない経費である。

計数整理により金額が変動する場合がある。

昭和44年度宇宙開発関係経費の概算額概要

(単位 千円)

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
科学技術庁	研究調整局	宇宙開発委員会経費	10,446	10,747	
		種子島周辺漁業対策事業費		350,000	
		その他	15,217	17,538	
		小計	25,663	378,285	
	航空宇宙技術研究所	宇宙開発関係経費	債 326,250 669,365	787,395	
	宇宙開発推進本部	人当経費および特別経費(6ヶ月分)	債 1,547,800 2,574,414	1,486,311	43年度予算額については、総予算額
	宇宙開発事業団	政府よりの補助金		247,000	
		政府よりの出資金		債 5,046,064 2,812,000	
		小計		債 5,046,064 3,059,000	
			計	債 1,874,050 3,269,442	債 5,046,064 5,710,991
文部省	東京大学 宇宙航空研究所	科学衛星研究経費	債 530,000 1,302,655	債 597,000 1,009,940	
		Mロケット開発経費	810,432	799,549	
			計	債 530,000 2,113,087	債 597,000 1,809,489

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
通業 商 産省	工業技術院	試験研究所特別研究経費	113,000	114,300	
	計		113,000	114,300	
運 輸 省	気象庁	気象業務への導入のための研究経費	9,228	12,491	
	海上保安庁	測地業務への導入のための施設整備経費	31,428	0	
	電子航法研究所	衛星航法システムの開発経費	7,863	10,113	
	計		48,519	22,604	
郵 政 省	電波研究所	電離層観測衛星の開発経費	④ 498,136	28,092	
		実験用通信衛星の開発経費	599,190	④ 42,000	
	計		④ 498,136 599,190	④ 42,000 107,092	
建 設 省	国土地理院	測地衛星観測等経費	4,763	28,535	
	計		4,763	28,535	
合 計			④ 2,902,186 6,148,001	④ 5,685,064 7,793,011	

昭和44年度宇宙関係経費(宇宙開発委員会の所掌に属さないもの)の概算額概要

(単位 千円)

省庁	担当機関	事項	昭和43年度予算額	昭和44年度概算額	備考
文 部 省	東京大学 宇宙航空研究所	一般ロケット観測経費	463,697	388,403	
		太陽活動期国際観測年ロケット観測経費	—	312,391	
		飛しょう経費	97,948	104,335	
		共通経費	369,705	412,829	
		国際宇宙観測共同事業経費	—	0	
		計	931,350	1,217,958	
通産 業 商 省	工業技術院	試験研究補助金	40,000	—	
		計	40,000	—	
運 輸 省	気象庁 気象研究所	気象ロケット観測業務	90,491	89,834	
		気象衛星資料の利用業務	375	2,136	
		ロケット観測による超高層大気の研究	6,431	9,757	
		計	97,297	101,727	
郵 政 省	電波研究所	宇宙通信の実験研究	117,717	113,076	
		衛星管制施設	—	④ 376,000	
		計	117,717	④ 376,000 113,076	
合 計			1,186,364	④ 376,000 1,432,761	

非公式附属資料

世界商業通信衛星組織の恒久的
制度に関する通信衛星暫定委員
会（ICS C）の報告について

昭和44 2
電気通信監理官室

世界商業通信衛星組織に関する暫定的制度を設立する協定第9条の規定に基づき、昭和43年12月31日付けで同協定の各締約政府に提出された標記の報告において勧告されている主な事項は、次のとおりである。

1 恒久的制度の目的

恒久的制度は公衆国際通信業務のための世界的な衛星網の開発、建設、維持および運営を行なう世界的な組織を創設することを主な目的とすること。

2 組織の活動の範囲

組織は公衆国際通信業務のための宇宙部分を提供することを第一の任務とすることならびに関係国の要請に基づき一定の条件の下で特殊国際通信業務および国内通信業務のための宇宙部分の提供を認められること。

3 組織への参加資格

組織への参加はITU加盟国に対して開放すること。

4 組織の法的地位

組織は法人格および法律上の能力を有し、本部所在地国において協定当事国の定める必要な特権免除を享有すること。

5 組織の構成

組織は総会、理事会および管理機関で構成すること、総会においては一国一票方式を採用すること、理事会における各代表の票数は各自の投資分担額に直接関連する票数と一定の基礎投票数の合計とすること、ならびに管理機関は中立の常設国際事務局とすること。

6 財政事項

各メンバーの投資分担額は、定期的調整により組織の全施設の実際の使用量に直接関連させること。

7 調達政策

各参加国は能力に応じ衛星系の研究、開発および

調達に参加する機会をもつこと。

8 宇宙部分へのアクセス

すべての署名当事者には直接のアクセスを認め、非加盟国に対しては署名当事者との無差別協定による間接的アクセスを認めること。

9 発明、データ、技術情報に関する政策

組織の特許政策は、参加国の利益と契約者の利益を考慮した公平な制度を基礎とすること。

10 恒久的制度を設立する協定

協定は政府間協定と事業体間協定の二本建とすること、有効期間は無期限とし、必要に応じ再検討および改正を受けるようにすること。

11 当事国の権利義務

各参加国は一般的に組織の宇宙部分と競合するような宇宙部分を設立しない義務を負うが、国際規則特にITUの規則に従うことおよび理事会と協議することを条件として、地域的および国内的需要を充足するための衛星を別個に設定する権利をもつこと。

世界商業通信衛星組織の恒久的制度に関する I C S C
の勧告および提案の要約(1968年12月31日)

昭和44 /
電気通信監理官室

(注) 支持の程度は下記のとおり記号により表示する。

勧告	U = Unanimous	(全員支持)	その他	SS = Substantial Support	(6 ~ 9 名支持)
	SM = Substantial Majority	(14 ~ 17 名支持)		S = Support	(3 ~ 5 名支持)
	M = Majority	(10 ~ 13 名支持)		P = Proposal	(1 ~ 2 名支持)

項 目	勧 告 お よ び 提 案
語 の 定 義	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆電気通信業務 電話、電信、テレックス、ファクシミリ、データ伝送、ラジオ・テレビ番組の中継およびこれらの目的のための賃貸回線等衛星によつて提供することができる固定および移動の各種公衆業務。 これらの業務は、国際、地域又は国内の業務でありうる。 ○ 特殊電気通信業務 公衆電気通信業務以外の業務で、無線航行、宇宙研究、放送業務(たとえば小集団(community)および家庭のアンテナに対するラジオ・テレビ番組の直接放送)等衛星によつて提供することができるもの。 これらの業務は、国際、地域又は国内の業務でありうる。 ○ 国 内 電気通信業務に関して、単一国の領域内の場所相互間の通信(SM) 電気通信業務に関して、単一国の管轄下にある二つの場所相互間の通信(S) 電気通信業務に関して、単一国の本土(metropolitan)領域内の通信(P)

項 目	勧 告 お よ び 提 案
<p>恒久的制度の目標および目的</p> <p>(1) 概 念</p> <p>(2) 施設、サービスの提供</p> <p>(3) 技術参加</p> <p>(4) 周波数、軌道スペースの有効利用</p> <p>(5) 準 拠</p>	<p>○ 地 域</p> <p>電気通信業務に関して、地理的に密集してグループをなし文化的又は経済的に結び付けられている国相互間の通信 (S M)</p> <p>地理的に密集してグループをなす国相互間の通信 (S)</p> <p>文化的又は地理的に結び付けられてグループをなす国相互間の通信 (S)</p> <p>公衆国際通信用グローバル衛星系の設計、開発、建設、維持および運用を行なう世界組織の創設を主目的とする。(U)</p> <p>参加国の利益を保護するとともに独占的事態を避け、国内または地域衛星系創設の可能性を残す。(S M)</p> <p>単一の世界商業通信衛星系を不分割所有の形式で単一組織により維持発展させる。(S M)</p> <p>I T U の権限に妥当な考慮を払つたうえ、グローバル網を最適化する可能性ならびに衛星通信に関するすべての宇宙および地上の問題について研究し、討議する。(S M)</p> <p>経済的、高品質、高信頼度のサービスの提供を可能にする。(U)</p> <p>衛星通信の国内的および国際的要求に合致する施設の利用を可能にする。(U)</p> <p>参加国は能力の許す限り、衛星通信分野の研究開発、製造に参加しうるようにする。(S M)</p> <p>周波数および軌道スペースのような限られた国際資源の有効利用を可能にする。(S M)</p> <p>組織は国連およびその専門機関、特に I . T . U の定める規則に従うものとする。(S M)</p>

項 目	動 告 お よ び 提 案
<p>2 組織の活動の範囲</p> <p>(1) 国際電気通信業務</p> <p>(a) 公衆電気通信業務</p> <p>(2) 特殊電気通信業務</p> <p>(3) 国内電気通信業務</p>	<p>インテルサットは第一目的として公衆国際電気通信業務のための宇宙部分を商業ベースで提供するものとする。(U)</p> <p>(1) 技術的、経済的見地から受け入れられ、かつ、公衆国際通信業務のための提供に支障のないことを条件として、組織は、特殊国際電気通信業務のために宇宙部分を提供することが認められる。(M)</p> <p>(2) 公衆国際電気通信業務以外の業務のための宇宙部分の提供は協定の改正によつてのみ可能である。(SS)</p> <p>署名当事者またはそのグループの要求に基づき、あらゆる種類の国内業務用の宇宙部分を提供することが認められる。(M)</p> <p>(1) インテルサットまたは署名当事者が別個に国内衛星を設定するのに先だち理事会は次の事項について協議をうけるものとし、勧告を行なうことができる。</p> <p>(a) 周波数、軌道スペースの使用とインテルサットの企図する使用との適合性(ITUの調整前)</p> <p>(b) コントロール技術および混信の可能性</p> <p>(c) グローバル・システムとの経済的両立性(M)</p> <p>(2) インテルサットまたは署名当事者が別個に国内衛星を設定するのに先だち理事会は次のことを決定する。</p> <p>(a) 国内衛星の設定がインテルサットの企図する周波数、軌道スペースの使用と両立すること。</p> <p>(b) 衛星のコントロール技術が妥当であり衛星から発射される電波が有害な混信を生ぜしめないこと。(SS)</p>

項 目	勧 告 お よ び 提 案
3 組織への加盟資格	(1) ITUの連合員たる国に加盟資格を与える。(M) (2) すべての国に加盟資格を与える。(SS)
4 組織の法的形式、法人格および法律上の能力 (1) 形 式 (2) 法人格および法律上の能力	(1) 法人形式のパートナーシップとする。(SM) (2) ジョイントベンチャー 形式のパートナーシップとする。(S) 組織(国際機関または政府間機関)は、法人格をもち、かつ、各加盟国の領域において任務の遂行および目的の達成のために必要な法律上の能力(協定を締結し、財産を所有し、第三者に対し権利を行使する能力)を享有する。(SM)
5 組織の構成 (1) 総 会 (a) 構 成 (b) 任 務	(1) 全当事国で構成する。(M) (2) 当事国または指定通信事業者のいずれか(当事国が総会の各会合前に決める。)で構成する。(M) (3) 全署名当事者で構成する(SS) (1) 理事会報告の審査および承認 上記(1)の場合 上記(2)の場合 上記(3)の場合 (M) (M) (SS)

項 目	勸告および提案			
	(2) 理事会から付託されるすべての事項(投資額の増加提案、 管理機関の変更および事務局長の任命に関する勸告を含む。) に関する措置	(M)	(S)	(S)
	(3) 理事会へ代表を送る署名当事者の選任	(M)	(SS)	(S)
	(4) 義務不履行に基づく除名に関する決定	(M)	(M)	(S)
	(5) 組織の一般政策および計画範囲の決定ならびに他の機関 の活動の審査	(M)	(M)	(S)
	(6) 組織の一般政策を定め、政治的な決定を行なうこと。	(M)	(M)	(P)
	(7) 協定の改正に関する審議および承認	(SS)	(S)	
	(8) 署名当事者または利用者からの苦情の審査	(S)	(S)	(P)
	(9) 紛争の場合における理事会の権限の決定	(S)		(P)
	(10) 新規加入の承認	(S)	(P)	
	(11) 第2協定の改正に関する審議および承認	(S)	(SS)	(SS)
(c) 表 決	(1) /代表/票とし、重要事項は3分の2の多数決、手続事 項は単純多数決による。	(M)	(SS)	(SS)
	(2) 重要事項は、/代表/票の単純多数決と投資分担率の3 分の2の多数の双方による。	(P)	(P)	(SS)
	(3) すべての決定について/代表/票の単純多数決とする。	(S)		(P)

項 目	勧 告 お よ び 提 案
<p>(2) 理事会</p> <p>(a) メンバーの資格</p> <p>(b) 規 模</p> <p>(c) 構 成</p> <p>(d) 任 務</p> <p>(e) 投 票</p> <p>(i) 票数の決定</p> <p>(ii) 投票権の制限</p> <p>(iii) 表 決</p> <p>(i) 実体的事項</p>	<p>署名当事者の代表で構成する。(M)</p> <p>理事会の能率的運営を確保するため規模を限定する。(SM)</p> <p>単独または合同で1.5%以上の投資分担を有する署名当事者は自動的にメンバーに指名されるほか、総会は投資分担に関係なく若干数の署名当事者を理事会メンバーに選出できる。(M)</p> <p>事業を統括し、組織の目的を遂行するために必要なすべての機能を有し、宇宙部分の設計、開発、建設、設立、維持および運営について責任を負う。(U)</p> <p>(1) 投資分担額に直接関連する投票数と各代表に割り当てる基礎投票数の合計とする。(SM)</p> <p>(2) 投資分担額を基礎とするが、最大と最小の投票権の開きは両者の投資分担額の差より小さくする。 (SS)</p> <p>(3) 1代表1票とする。(SS)</p> <p>(4) 投資分担額に直接関連する票数とする(S)</p> <p>(1) いかなる場合にも、最大票数を有する1~3代表が決定権または否決権をもたないようにする。(SM)</p> <p>(2) 3代表の合計票数が50%をこえないこととする。(M)</p> <p>(3) 1代表の投票権は50%をこえないこととする。(SS)</p> <p>(1) 加重票の3分の2の多数決による。(M)</p> <p>(2) 一定の重要事項(投資分担額の決定、主要契約の承認等)は、加重票と代表数の二重多数決による。(SS)</p>

項 目	動 告 お よ び 提 案
<p>(ii) 手続的事項</p> <p>(3) 管理機関</p>	<p>出席代表の単純多数決による。(SM)</p> <p>理事会に直属する事務総長の下に常設国際管理機関を置く。管理機関の職員は参加各国からの適格者をもつてあてる。職員の採用にあつては衡平な地理的配分を考慮する。事務局長および職員の職務上の中立性を確保する。管理機関の任務の一部は project by project basis で国内または国際機関に委託することができる。(M)</p>
<p>6 財政事項</p> <p>(1) 組織の財政制度の基礎となる原則</p> <p>(2) 署名当事者の投資分担を決定する原則</p> <p>(3) 投資分担の決定方法</p> <p>(a) 投資分担の割当</p>	<p>宇宙部分の共有者としての署名当事者の役割と宇宙部分の利用者としての署名当事者の役割とを明確に区別した原則とする。(M)</p> <p>宇宙部分の共有者であるとともに直接の利用者でもある署名当事者がそれぞれの投資分担率に応じて資本を拠出し、維持運営費を支払うようにした cooperative structure に基づく原則とする。これにより宇宙部分の利用料金が廃止できる。(S)</p> <p>投資分担は、組織の出資する全施設の実際の使用に直接関連させ(定期的に調整)、利用に関係なく各署名当事者に0.05%の最小分担を割当てることにより決定する。(SM)</p> <p>投資分担は、実際の使用に関連させた投資とすべての署名当事者に対して一定、かつ、同額の「基本」投資とを合計して決定する。(SS)</p> <p>投資分担を決定する原則にしたがつて組織の出資する施設に要する資本を比例的に割当てる。(SM)</p>

項 目	初 告 お よ び 提 案
<p>(b) 割当の頻度</p> <p>(4) 投資者の権利義務</p> <p>(a) 所 有 権</p> <p>(b) 資本使用に対する償還</p> <p>(c) 維持運営費の分担</p> <p>(d) 使用条件</p>	<p>投資分担の割当は、各署名当事者の前年中の利用に基づき毎年調整する。(M)</p> <p>組織が出資する宇宙部分の全体を署名当事者が投資分担の割合に応じて不分割所有する。(S M)</p> <p>署名当事者が拠出した資本の使用に対しては投資分担の調整年度における現金コストに基づき償還する。(S M)</p> <p>維持運営費は、投資分担に比例して分担する。(M)</p> <p>署名当事者は、使用料を支払って組織の出資する全施設を使用することができる。使用料は、償却費および維持運営費を含むすべての経費をまかなうことを基準として決定することができる。(S M)</p> <p>資本および維持運営費は投資分担に応じまかなわれるので、署名当事者は使用料を支払わないうで組織の出資する全施設を利用することができる。(S)</p>
<p>7 調 達 政 策</p> <p>(1) 良質低廉なものの購入</p> <p>(2) 調達への参加</p>	<p>良質低廉を基礎とし、すべての参加国を対象とする国際入札により宇宙部分の調達をする。(S M)</p> <p>良質低廉の条件を満たすことができない場合は、理事会がすべての当事国の利益を考慮して解決策をとる。(M)</p> <p>恒久的制度は、参加国の利益を保護し、とくにこれらの国の技術の発展を可能とするものでなければならぬ。(S M)</p> <p>参加国は、能力の限度内において、組織のための研究、開発および調達に参加する機会をもつ。(S M)</p>

項 目	勧 告 お よ び 提 案
<p>8 発明、データおよび技術資料に関する政策</p>	<p>組織のための研究、開発および調査は、原則として、各参加国の投資分担に対応させる。(M)</p> <p>組織の特許政策は、参加国の利益および契約者の利益を考慮して、公平な制度を基礎とする。(U)</p> <p>特許政策は、foreground data (組織との契約の実施により取得したデータ) と background data (組織との契約の実施により取得したデータではないが契約実施上必要なもの) とを区別して定める。foreground data に関する所有権は契約者に属するが、組織はその目的のために必要な使用権をもつ。background data に関する所有権は契約者に属し、公平な条件にしたがつて使用権を認める。(S S)</p> <p>発明、データのような複雑な分野における署名当事者およびその他の者の細目的権利を恒久協定中に成文化することは妥当でないので、協定には大綱的な基準のみを掲げ、個々の発明データ政策はこの基準にしたがつて理事会の判断に委ねることとする。(S S)</p> <p>暫定制度下において確定した所有権政策およびライセンス供与の原則を恒久的制度においても存続させる。(S)</p>
<p>9 衛星系へのアクセスおよび調整措置</p> <p>(1) 衛星系へのアクセス</p>	<p>すべての署名当事者は、宇宙部分へのアクセスが直接できることとし、非参加国はITU加盟国であるか否かに拘らず署名当事者との無差別的協定によつて間接的にアクセスできることとする。(U)</p> <p>非参加国は組織との協定だけで宇宙部分への直接アクセスができることとする。(S S)</p>

項 目	勧 告 お よ び 提 案
<p>(2) 調 整 措 置</p> <p>(a) 技術上の調整</p> <p>(b) 商業上の調整</p> <p>(c) 地球局と宇宙部分との調整</p>	<p>軌道スペースおよび周波数は限られた資源であり、有害な干渉のおそれがあるので、衛星通信施設の設 定には国際協力が必要である。(SM)</p> <p>各種宇宙活動の規制および調整は関連の関係機関、とくにITUにまかせるべきである。(M)</p> <p>事務局長は、理事会の指示により、組織外の国内システムおよび地域システムとの調整を確保するため、 これらの所有者と常時、協議できるような体制をつくる。(M)</p> <p>グローバル衛星と国内、地域、特殊衛星との技術および運用上の調整に関する問題は理事会または組織 が取扱かう。周波数の使用および技術運用基準の適用についてはITUの勧告に妥当な考慮をほらう。 (SS)</p> <p>グローバル衛星系とsub-systemsが共存する場合の商業上の調整は、ITUの下での協議および調 停によつて行なう。(R)</p> <p>共通の衛星を使用する地域グループ(地球局所有者および非所有者から成る)において調整する。(P)</p>
<p>10 恒久協定の形式、改正、紛争の解決お よび特権免除</p> <p>(1) 協定の数</p> <p>(2) 協定の署名者</p>	<p>2本建とする。(SM)</p> <p>2本建となつた場合、第一協定には政府が、第二協定には政府が指定した国営または民営の電気通信事 業体が署名する。(U)</p>

項 目	観 告 お よ び 提 案
(3) 協定の期限	無期限とする。(M)
(4) 協定の改正	期限を定める。(S S)
(5) 紛争の処理	協定の改正は総会の提案を参考として政府間会議が行なり。(S M)
(6) 特権免除	事業者間協定中に仲裁手続に関する規定を含める。この仲裁手続は暫定制度下の手続と同様のものとする。(U)
// 当事国の権利義務	当事国が決定する特権免除を享有し、できる限り組織の本部所在国の法律の免除を受ける。(S M)
(1) 一般的義務	各参加国は、この協定で設定する宇宙部分と競争的な宇宙部分を設定しないし、また、そのような設定にも参加しない義務を負う。(M)
	上記の義務は次のことを条件とする。
	(a) 組織は、各当事国の要求を有効に満たすことができること。
	(b) 技術、経済、時期の条件において組織は少なくとも競争的宇宙部分と同等のことがなし得ること。(S)
	各参加国は組織の宇宙部分にアクセスしていないし、また、アクセスの意図がない国との間の通信用に設定されるあらゆる種類の需要を充足するための衛星システムに参加する権利がある。(S)
(2) 地域衛星	各参加国は国際規則とくに I T U の規則に従うことおよび理事会と協議することを条件としてあらゆる種類の地域的需要を充足するための衛星を設定する権利をもつ。(M)
(3) 国内業務	各参加国は関係国際規則とくに I T U の規則に従うことおよび理事会と協議することを条件として各自

項 目	勧 告 お よ び 提 案
(4) 特殊業務	<p>の国内的目的のため衛星を設定する権利を有する。(S M)</p> <p>各参加国は組織とは別個に国内的目的のための通信衛星を設定する権利をもつ。(S S)</p> <p>各参加国は I T U の規則に従うことおよび理事会と協議することを条件として特殊業務を提供する目的のための専用衛星を設定する権利をもつ。(M)</p> <p>各参加国はあらゆる種類の国内需要を充足するための衛星を設定し、かつ、第1次的に特殊業務を目的とする衛星を設定する権利を有する。(S S)</p> <p>各参加国は特殊業務を提供する目的のための専用衛星を設定する権利をもつ。(S)</p>
(5) 国家安全保障の要求	<p>各参加国は理事会と協議することを条件として国家安全保障を目的とする専用衛星を設定する権利をもつ。(M)</p> <p>各参加国は、組織の権限の範囲にも拘らず、国家安全保障を目的とする専用衛星を設定する自由を有する。(S S)</p>
1.2 組織からの脱退	<p>協定中に脱退に関する規定を設ける。</p> <p>総会は義務不履行による組織からの脱退を要求する権限をもつ。(S M)</p>
1.3 恒久的制度移行の経過措置	<p>恒久協定の発効後一定の期間内に経過措置を完了するための規定を協定中に含める。(S M)</p>